

一般社団法人日本地質学会選挙細則

(目的)

第1条 一般社団法人日本地質学会選挙規則(以下選挙規則という)第3条に則り、代議員ならびに役員選挙の実施手続きを本細則に定める。

(規則の変更)

第2条 この細則の変更は理事会において行い、総会に報告する。

(選挙管理委員会)

第3条 代議員ならびに役員の選挙は、定款、選挙規則、本細則に基づき選挙管理委員会が行う。

2. 選挙管理委員会は、選挙実施概要告示の2か月以上前までに設置されなければならない。
3. 選挙管理委員会は、別途定める選挙管理委員会規則に基づいて運営されるものとする。

(開票立会人および立ち会い)

第4条 代議員および役員選挙においては、開票立会人2名を置く。開票立会人は、任期中の役員および代議員、被選挙人を除いた正会員の中から、執行理事会が選出する。

2. 開票立会人は選挙管理委員会の行う開票作業に、終始1名以上が立会わなければならない。開票立会人は当選者の決定を確認し、選挙管理委員会が作成する総会報告書に記名・捺印するものとする。
3. 開票立会人は、開票作業を行ってはならない。開票ならびに票の効力判定を注意深く見守り、疑義が生じたときはただちに選挙管理委員長に申し出て、疑義の解消をはかる。
4. あらかじめ選挙管理委員会の許可を得た正会員は、開票に立ち会うことができるものとするが、開票作業を行ってはならない。疑義が生じたときはただちに開票立会人に申し出る。

(代議員選挙の告示)

第5条 選挙の実施概要は、立候補受け付け開始の1か月以上前に、日本地質学会 News 誌ならびに WEB サイト等を通じて、会員に告示しなければならない。また、必要に応じて予備的告示を行うものとする。

2. 選挙管理委員会は告示に先立ち、当該年度の代議員および役員の選挙に関し、選挙スケジュール、その他必要事項の確認と決定を行い、当該選挙の実施概要として執行理事会に提示し、承認を受ける。

(代議員の立候補届および受理)

第6条 代議員に立候補する正会員は、所定の参考事項を記した立候補届を期日までに選挙管理委員会に提出しなければならない。

2. 立候補届等は所定の書式を用い、郵送または電磁的方法のいずれかによるものとする。
3. 立候補届には1) 全国区・地方区の別, 2) 自薦・他薦の別, 3) 立候補者氏名, 4) 所属先, 5) 所属階層, 6) 他薦の場合は推薦者氏名, 7) 立候補の抱負または推薦文, の参考事項を記すものとする。
4. 他薦による立候補者の場合は、本人の承諾書を添付するものとする。
5. 全国区の代議員立候補者のうち、会長・副会長の立候補の意図があるものは3項に加えてその意思表示を記すものとする。また、参考書類として所定の書式によるマニフェストを添付しなければならない。
6. 立候補届の受付期限内であれば書類の差し替え、修正は随時できるものとする。

第7条 選挙管理委員会は立候補届の内容および添付書類を確認し、立候補者本人に受理書を発行する。届け出内容等に明らかな不備が認められる場合には、随時その確認と修正を求めることができるものとする。

(代議員立候補者名簿・参考書類の開示)

第8条 選挙管理委員会は速やかに立候補者名簿を作成し、投票の有無を確定する。

2. 立候補者名簿および参考書類は投票用紙とともに正会員に送付し、WEB サイト、News 誌においても開示するものとする。

(代議員選挙の投票)

第9条 投票権は、正会員1名につき1個とし、投票は所定の投票用紙と封筒を用い定められた期間内に、郵送により行うものとする。

(選挙活動)

第10条 代議員立候補者ならびに選挙管理委員以外の正会員は、定められた期間内に限り選挙活動を行うことができる。選挙活動は公正、適切な範囲で行い、倫理綱領に照らし節度あるものでなければならない。

2. 行き過ぎた選挙活動や選挙活動によるトラブルがあったと認められる場合、または会員からの訴えがあった場合は、選挙管理委員会が真偽の確認および調査を行い、理事会に報告して解決を図る。

(代議員選挙の開票および結果の開示)

第11条 選挙管理委員会は投票期間終了後、開票立会人の立ち会いのもとで速やかに開票を行い、選挙規則に則って当選者の決定を行うものとする。

2. 開票結果を総会報告書として作成し、立候補者にも通知する。WEB サイト、News 誌においても速やかに開示するものとする。

(役員選挙の告示と開示)

第 12 条 選挙管理委員会は、代議員選挙の結果に基づく理事と監事の選挙の実施概要を、当選した全代議員に告示し、WEB サイトにおいても開示するものとする。

(理事の立候補届)

第 13 条 理事選挙は、地方支部区選出理事の場合、被選挙人は当該支部区選出代議員の立候補者とし、選挙人は当該支部区選出の代議員とする。全国区理事の被選挙人は全国区選出代議員の立候補者とし、選挙人は、地方支部区ならびに全国区選出の全代議員とする。

2. 立候補届は所定の書式を用い、1) 自薦・他薦の別、2) 立候補者氏名、3) 所属先、4) 他薦の場合は推薦者氏名、5) 立候補の抱負または推薦文を記し、電磁的方法により期日までに選挙管理委員会に提出しなければならない。

3. 他薦による立候補者の場合は、本人の承諾書を添付するものとする。

(監事の立候補届)

第 14 条 監事の選挙は、選挙規則第 5 条第 6 項に従い、当選代議員以外の正会員から 1 名、理事会推薦者（会員外）から 1 名を選出するものとする。

2. 立候補届は所定の書式を用い、1) 自薦・他薦の別、2) 立候補者氏名、3) 所属先、4) 推薦者氏名、6) 立候補の抱負または推薦文を記し、電磁的方法により期日までに選挙管理委員会に提出しなければならない。

3. 理事会推薦候補者および他薦の場合は、本人の承諾書を添付するものとする。

(役員選挙立候補届の受理と立候補者名簿の開示)

第 15 条 選挙管理委員会は立候補届の内容を確認し、立候補者本人に受理書を発行する。届け出内容に明らかな不備が認められる場合には、随時その確認と修正を求めることができるものとする。

第 16 条 選挙管理委員会は立候補受け付け終了後、速やかに立候補者名簿を作成し投票用紙とともに、当選した全代議員に送付する。立候補者名簿は Web サイト、News 誌においても開示するものとする。

(役員選挙の投票および選挙活動)

第 17 条 投票権は、代議員 1 名につき 1 個とし、投票は所定の投票用紙と封筒を用い、定められた期間内に郵送により行うものとする。

第 18 条 役員立候補者,代議員ならびに選挙管理委員以外の代議員および正会員は,定められた期間内に限り選挙活動を行うことができる.選挙活動は公正,適切な範囲で行い,倫理綱領に照らし節度あるものでなければならない.

2. 行き過ぎた選挙活動や選挙活動によるトラブルがあったと認められる場合,または会員からの訴えがあった場合は,選挙管理委員会が真偽の確認および調査を行い,理事会に報告して解決を図る.

(役員選挙の開票および結果の開示)

第 19 条 選挙管理委員会は投票期間終了後,開票立会人の立ち会いのもとで速やかに開票を行い,選挙規則に則って当選者の決定を行うものとする.

2. 開票結果を総会報告書として作成し,立候補者にも通知する.Web サイト,News 誌においても速やかに開示するものとする.

(選挙に対する異議申し立て)

第 20 条 代議員および役員選挙の結果に対する,会員からの異議申し立ては,選挙管理委員会に対して行う.

2. 選挙管理委員会は異議申し立て内容を確認,調査し,申立人との間で解決を図る.申立人が納得しない場合は,当該案件を総会の報告事項に加え,総会の決議に従うものとする.

(選挙結果の承認)

第 21 条 選挙管理委員会は,選挙結果を総会に報告し,代議員および役員選任の承認を受けなければならない.

(代議員および役員の欠員)

第 22 条 何らかの理由により,代議員および役員の任期中に欠員が生じた場合でも,選挙規則第 5 条第 9 号,10 号,11 号に基づき補充選挙は行わないものとする.

(附 則)

本細則は 2009 年 6 月 30 日から施行する.

2012 年 12 月 1 日 一部改正.

2014 年 4 月 5 日 一部改正